

## 2月定例県議会代表質問

2015年2月25日

日本共産党 宮本しづえ県議

日本共産党の宮本しづえです。日本共産党県議団を代表して質問を行います。

今年、戦後70年、被ばく70年、そして大震災と原発事故から間もなく5年目を迎えます。先日共産党県議団が懇談した大熊町から会津若松市に避難している仮設の避難者から、自分達の要望はすでに町・県・国に上げているのに、答えが返ってこないと言っている声が聞かれたように、被災県民にとっては再建の展望が開けないままに4年が過ぎてしまったとの思いが募っています。そうした被災者を置き去りにして、安倍政権はくらし、生業、雇用破壊、憲法も壊す暴走政治を突き進み、福島原発事故も終わったことにして、県民の願いとは大きくかけ離れる原発再稼働に突き進もうとしています。

いま福島県政に求められているのは、安倍政権の暴走にストップをかけ、被災県民に寄り添い一人ひとりの生活と生業の再建のために、国と東電に加害者責任を果たさせるために全力を尽くすことです。この観点から以下質問いたします。

最初に第三次安倍政権と県予算についてうかがいます。

昨年の総選挙で第三次安倍政権が発足しました。政権与党の自民党の比例の得票率は33%、福島県内では30%に過ぎないのに、議席では291と絶対多数を占めました。これが小選挙区制度によるマジックです。投票数の48%が死に票となった選挙制度が国民主権、議会制民主主義の根幹としてふさわしくないことは誰の目にも明らかです。

虚構の多数を頼りに、安倍政権が進める消費税増税、アベノミクスの経済政策、憲法改悪、原発推進、沖縄新基地建設の重要課題全てで、国民多数の意思を無視する国民不在の政治に対して、悪政の具体化を許さず、地域住民の命と暮らしを守る防波堤としての地方自治体の役割発揮が強く求められています。

安倍政権と正面から対決し、国民の立場で対案を示し、保守の皆さんとも共同を進めてきた共産党が議席を2.6倍の21議席に躍進、議案提案権を得ることができました。日本の政治の衰退を招いた要因の小選挙区制と併せて、政党助成金の問題も注目されており、日本共産党は、通常国会開会初日に政党助成金廃止法案を衆議院に提出しました。廃止を求める国民世論と結んで成立に全力を挙げます。

政府の新年度予算案が提出されました。この予算案は、歳入面では法人税を2年間で1.6兆円減税する大企業減税の一方で、そのつけは国民に回され、消費税が税目では最多額になりました。歳出面では、国民生活犠牲で手あたりしだいの社会保障切り下げです。新たな制度改悪によるものだけでも自然増分を1,700億円削減するものです。一方、軍事費は過去最高額となり、国民の負担で大企業に奉仕して、貧困と格差を拡大し、海外で戦争する国づくりへの暴走を加速する予算です。

県政は、このような国民生活破壊を許さず、地方自治の本旨である住民の福祉の向上、県の復興計画が目指す「日本一子育てしやすい県」、「日本一長生きの県」づくりを目指して国

の悪政から防波堤の役割を果たすとともに、県民が主人公の自治体らしい県政、福祉型の県政を作ることが求められます。

県の新年度予算案は、一般会計で過去最高となる1兆8,994億円となり、復興関連予算が1兆円を超えました。この予算が被災県民、避難県民にとって希望が見えるものになっているかどうかが問われます。共産党県議団は、県民の暮らしと生業の再建、人間の復興こそが本県復興の土台だと考えますが、予算案で強調されたのは、復興を進めるための拠点施設の整備に重点配分したことです。

県が整備する研究開発拠点施設の整備費について新年度予算案計上額と現時点における整備費の総額を示してください。

次に原発事故にかかわる問題です。

安倍政権の暴走は、原発政策でも顕著になりつつあります。その基本は、「エネルギー基本計画」に基づき、福島原発事故は終わったことにし、全国の原発再稼働、輸出に突き進もうとすることです。安倍首相は、総選挙の第一声を相馬双葉漁協前で上げ、いつ本格操業できるのかの展望すら見えない漁業者や地域住民に向かって、「この相馬は違うが、まだ12万人余の県民が避難生活を送っている」と述べ、被害は避難指示区域と避難者に矮小化しようとする意図をあからさまにしたのです。福島の現状は本当に終わったことのできる状況なのでしょうか。

原発事故被災県の福島県を取り巻く情勢の基本認識について

大震災と原発事故から4年近くが経過した県民の実態は、今尚、12万人近くの避難者がふるさとを離れ、不自由な避難生活を続けています。事故原発は今も非常事態を脱しておらず、事故は収束どころか、汚染水処理期限を延期せざるを得ないトラブル続きで、問題山積なのに有効な対策が打っていません。そのことが県民の不安を増幅させ、避難者が戻れない要因ともなっています。

原発作業員の事故が相次ぎ、この1年間だけでも3人が死亡する重大事故が発生しました。災害関連死は増え続けており、1月末現在で1,862人と災害直接死1,603人を大きく上回って増え続けています。災害関連死が他の被災県と比較しても際立って多いところに原発被災県特有の問題があり、避難者最高時の約16万人の1%を上回る数の関連死が起きているということです。

県民が置かれた深刻な事態を置き去りにして、原発再稼働と一体で進めているのが安倍政権の「福島切り捨て」の強行です。昨年末、唯一残されていた南相馬市の特定避難勧奨地点の避難指示解除を住民の反対を押し切って最後の説明会から僅か1週間後に強行しました。そのため、精神的賠償は今年3月末で打ち切られることになるのです。

商工業等の営業損害賠償も避難地域でも5年で打ち切るとの国と東電の「素案」なるものが示されました。また、中間貯蔵施設設置予定地の地権者の同意がないまま、ストックヤードの建設業者を決定、中間貯蔵施設への搬入予定時期を3月11日までと明言し、地権者、住民の心情を逆なでしたままことを進めています。これら全体が福島原発事故を終わったことにさせたい国と東電の思惑の下で起きていることは明かではないでしょうか。

知事は「原発事故による被害は継続している」との認識を示していますが、安倍政権は原

発推進政策を強行し、被害に苦しむ県民が置かれた深刻な事態を置き去りにしようとしているのです。「福島切り捨て」ともいうべき安倍政権の姿勢を知事はどのように受け止めているか基本的な認識を伺います。

相次ぐ重大事故が起きているにもかかわらず、原発事故収束作業を国は東電任せ、東電は下請任せの姿勢が改まっていないことは重大な問題だと思います。県もこの間一貫して求めてきたように、国家の非常事態として、国が前面に出て責任を持って収束作業に当たる、文字通り国家的プロジェクトとして取り組むための体制づくりが必要と考えるものですが、県は現状をどう認識されているか伺います。

福島原発事故を終わったことにする国の動きと全国の原発の再稼働は一体の問題であるとの認識に立つことがきわめて重要だと考えます。福島原発事故による被害の現状を見れば、一旦爆発事故が発生し、放射能が撒き散らされれば、時間的にも空間的にも社会的にも異質の危険をもたらすのが原発事故であることが、日々証明されているのです。汚染水対策も思うように進まず、安倍首相のオリンピック誘致のための「汚染水はコントロールされている」との発言は完全に破綻しているではありませんか。人類のあらゆる知見を結集すべき人類未踏の事業なのです。原子力規制委員会が事故の収束の責任を曖昧にし、事故が起きた日本の安全基準は世界一などと言い張る態度は、被災県民は到底認められるものではありません。福島の原発事故は、日本国民はもとより、人類がこのような被害を及ぼす原発と共存することができないことを示しているのではないのでしょうか。

共同通信が行った調査では、原発から30キロ圏内の13市町村の内、10市町村が再稼働は容認しないと回答しています。県はこの調査には無回答でした。

福島の実情を発信し続けると言明する知事は、この福島の深刻な被害の実態を踏まえて、全国どこでも原発の再稼働はありえないし許されないとのメッセージを発信し続けるべきではないのでしょうか。知事の基本的認識を伺います。

安倍首相も東電もオール福島要求である県内原発全基廃炉に対して、今もって福島第二原発4基の廃炉を明言しないことはとんでもないことです。国は東電任せではなく、国の被災県民に対する責任として決断すべきであり、県は諦めることなく強い決意で国に求めていかなければなりません。県の決意をおきかせください。

国と東電は昨年末、商工業等の営業損害賠償を基本的に5年で打ち切るとの素案を示しました。避難区域では来年2月までの5年、避難区域以外は、今月末までの4年とし、後は相当因果関係があるかどうかで可否を判断するというものです。これが賠償全体の打ち切りの突破口にされる可能性が高いこと、県内経済に及ぼす影響は甚大であり、本県復興の最大の障害になると言う意味で極めて重大であり、原発事故の加害者としての責任放棄そのものです。加害者主導で進められようとする賠償打ち切りに対して、これが福島の復興なくして日本の復興はないと言ってきた国のやる事なのかとの怒りの声が上がっています。

まず、原発事故による商工業等に係る営業損害について、東電から賠償を受けた県内の事業者数と支払い総額をお聞かせください。

1月16日、福島県復興共同センターは、国、東電を相手に素案の撤回を求める交渉を行い、参加者からは激しい怒りの声が上がりました。避難区域のある事業者は「10回数避難場所を変え、今もっていつ帰れるのか見通しが立たない中で、賠償打ち切りは絶対に認められない。」

またある業者は、「双葉町で事業を再開したいと希望をもって今まで生きてきた。しかし、いつ双葉に戻れるのか分からない。なぜ賠償を打ち切るのか」と怒りの発言が相次ぎました。

国と東電は、この交渉の席で何を根拠に素案を作ったのかを示すことができず、担当の企画官は参加者の厳しい追及の前に「私もこの素案ではやれる自信がない」と言わざるを得なかったのです。

国は、賠償の中間指針第二次追補を参考にしたと説明。指針では「賠償は基本的には、対象者が従来と同じ又は、同等の営業活動を営むことが可能となった日までとすることが合理的」としています。交渉の中で、国はこの基本方針を変えるものではないと回答しました。そうであるなら3月以降も賠償は継続すべきなのです。先の国会答弁でも文科省は、指針では終期は決めていないと述べました。

県は、今回の素案と賠償指針との関係をどのように受け止めているか認識をお聞かせください。

南相馬市の商工会議所が行ったアンケートでは、賠償が打ち切られた場合どうするかの問題に、2割の事業者が倒産か廃業するしかないと回答。小高区の商工会は「国から痛いお年玉が来た」と痛烈に皮肉を述べました。避難区域内の事業者のうち、45%は事業再開できていませんし、避難区域外でも、会津の教育旅行が県外からは3割程度しか回復していないなど、被害は続いており、賠償が継続しているからこそ事業が継続できているのが実態です。

商工業等への賠償打ち切りが本県の商工業者を倒産と廃業に追い込み、地域経済を崩壊の危機に陥れることは明瞭ではないでしょうか。県内の各商工等の団体が相次いで撤回や見直しを求める要望書を国と東電に提出しています。

県の損害対策協議会も、今月4日、国と東電に対して申し入れを行い、「到底納得できるものではない」と、賠償の継続を求めましたが、この問題での県の取り組みは率直に言って不十分だと指摘しなければなりません。県が行ったのは、商工団体から意見を上げてもらい、それを国に伝えるトンネルの役割を果たしただけではなかったのか。本県復興を更に困難に陥れる大問題として捉える観点が不十分ではないでしょうか。

私は改めて、県の原子力損害対策協議会の全体会を開催し、商工業等の賠償打ち切りが被害県民全体に関わる問題として認識を一致させることが重要だと考えますが県の考えを伺います。

避難指示の有無にかかわらず、営業被害がいつまで継続するか、現段階で推し量れるものではなく、要望書でも述べているように長期的な視点で対応しなければなりません。県として打ち切り素案の撤回を求めるべきです。県の考えをお聞かせください。

就労不能損害の賠償も今月末で終了扱いにされているため、福島労働局は相談窓口を設置したと報道されました。事業所が再開できないため就労できずにいる労働者は多数に上ります。大熊町の避難者は、仮設に入ったままで新たな仕事先を見つけようとしても、住所が定まらない人は雇いたくないと言われるなど、再就職も困難な状況に置かれているのが実態だと話してくれました。就労不能損害賠償も打ち切りではなく継続を求めるべきです。県の考えをお聞かせください

今、全県で原子力損害賠償紛争解決支援センター、いわゆるADRへの精神的損害賠償を求める集団申し立ての運動広がり、その規模は、4市3町村12地域で2万2千人、内自主避

難区域が4市1町6千人にのぼります。この運動は更に広がる可能性があります。これまでの賠償に県民が納得していないばかりか、日々被っている精神的被害に対するまっとうな賠償を求めていることの表れです。川内村の住民は、村がやらないから自分たちでやるしかないと語っています。全県民が被害者と言ってきた県は、泣き寝入りしないと立ち上がった県民の闘いを積極的に支援すべきですが、考えをお示してください。

浪江町民の申し立てに対して、ADRの和解案が示されても、今もって東電は受け入れを拒否し続けていることは許されないと思います。県はどの様に対応する考えか伺います。

原子力損害賠償紛争審査会の能見会長は、先月避難指示解除後の賠償打ち切りまでの相当期間を指針どおり1年とする考えを示しました。田村市都路地区は3月末で、川内村は9月末でそれぞれ精神的損害賠償が打ち切りとなってしまいます。都路地区は1年近くたっても半分以下の住民しか帰還していない実態からも、避難指示解除後1年での賠償打ち切りの指針の見直しを強く求めるべきです。考えをお示してください。

賠償打ち切りが出てくる背景に原子力損害賠償支援機構法と東電の特別事業計画があります。東電は助けるが、被災事業者、県民は切り捨てるというものです。大手銀行、電力事業者、電気業界、ゼネコン等の利益共同体の上位100社が持つ内部留保の合計額は80兆円を超えます。東電の賠償金総額見込みが5.8兆円であり、十分な財源確保が可能となるのです。改めて東電を破たん処理し、原発利益共同体に負担を求め完全賠償を実現するよう国に求めるべきですが考えを伺います。

原子力災害被災地域の12市町村における税の申告、納付等の手続き期間が今年3月末日で終了することから、一括納付を求められる事業者等が多数出てきます。3割とも言われる一括申告者が多額の納税を求められ、事業再建にとっても障害になることが危惧されます。そこで、徴収猶予制度などの周知を図っていく必要があると思いますが県の考えを伺います。

あわせて改めて賠償金の非課税を国に求めるべきです。県の考えをお示してください。

国は、放射能汚染廃棄物の最終処分場問題を先送りし、中間貯蔵施設の地権者との用地交渉でも加害者としての誠意を示さず、同意がないのに環境大臣が汚染土壌の搬入時期を明言するなど、国の言動は常識ではありえないことばかりです。この国の無責任な態度が地権者の気持ちを逆なでし、この事業に困難を持ち込んでいることは明らかです。県は受け入れを表明しましたが、地権者との合意が成立していない下で保管場工事に着手したことは許されないとの県の毅然とした姿勢が求められていると思います。県の考えを伺います。

中間貯蔵施設設置受入れに当たり、国が拠出するとした交付金3,010億円は、県民の要望にどのように応えるものになるのかお答えください。また県が独自に大熊、双葉両町に出す立地町地域交付金150億円はどのように使われる見通しなのか伺います。

放射能は自然低減で物理的には半分程度まで下がっています。同時にウェザリング効果で一度除染したところでも、新たなホットスポットが出現するなど、年間1ミリシーベルト以下まで低減させるには多様な課題が山積しています。市町村が実施する住宅除染の到達は、昨年12月末の実施戸数で全体計画の39.5%に留まっています。国直轄除染では到達すら明らかではありません。こうした現状を踏まえ、除染を待ち望んでいる県民の要望に早期に対応することが求められています。

その中で、除染にまつわる事業者や作業員への未払い問題が各地で起きています。原発の

多重下請け構造が除染事業にも起きており、5次、6次の多重下請けの実態が有り、中には暴力団と思われる業者が介在する事例もあり、下請け業者が予定価格の5割以下の事業費で請け負わされている現実があるのです。

市町村除染について、県は発注者任せでなく下請事業者の代金や作業員の賃金が適正に支払われるようにすべきと思いますが県の考えをお聞かせください。

避難の有無に関わらず、時間の経過とともに被災者の悩みも要求も変化し、深刻化しています。一人ひとりの被災県民に寄り添うきめ細かな支援が益々重要になっているのです。そこで、改めて被災者一人ひとりがどんな悩みを抱え、どんな問題に直面し支援を求めているのか、少なくとも避難者については、一人ひとり明らかにする避難者カルテのようなものを作るべきではないかと思います。県の考えを伺います。

県は仮設住宅や復興住宅入居者の支援員を200人から400に増員するとしていますが、見回り中心のこれまでの支援では対応できなくなっているのではないかと思います。総合的に問題をとらえて支援できる専門員を配置する体制を作るべきではないかと考えます。そこで、生活支援相談員の増員に当たりどのような体制づくりを考えているのか県の考えを伺います。

川内村の仮設自治会からは、自分たちは復興公営住宅にも入れず行く場所がない。仮設入居期間を延長してほしいとの要望書をいただきました。2016年3月までとされている仮設住宅の入居期間を更に延長すべきですが県の考えを伺います。

避難指示解除地区住民向けの公営住宅を整備する市町村も出てきています。国による線引きにかかわらず、全ての避難者が希望すれば復興公営住宅に入居できるようにすべきと昨年12月議会で申し上げました。避難が長期化するもとの、現在の避難地域で生活再建を希望する避難者も増加しています。借り上げ住宅を復興住宅に準じたみなし復興公営住宅扱いすることなど避難者の要求に沿った制度設計が求められていることを指摘しておきます。

避難指示解除後も避難継続する仮設住民からは、生活支援を求める声が切実な要望が寄せられています。原発事故被災者支援の法的裏付けとなるのが福島復興再生特措法、及び子ども被災者支援法ですが、被災者にかかわることは子ども被災者支援法で対応する枠組みとされたために、実際には被災者が抱える問題がなかなか解決しない状況があります。県が昨年11月、国に求めた福島復興再生特措法改正に当たっての要望事項には被災者の支援を求める観点は希薄です。県がこれまで述べてきたように、県民全てが被災者であるとの立場を確認したうえで、私は、福島復興再生特措法改正の中で、被災者を支援するための現行制度上の不備を補う支援策を盛り込ませることが必要ではないかと考えます。県の見解を伺います。

避難指示解除準備区域の避難指示解除を予定している自治体にとって、帰還を希望する避難者のライフライン確保は、帰還の希望につながる重要な課題となっており、生活用水、中でも飲料水の安全、安心の確保は急務です。住民の間から、木戸ダムからの飲料水確保は不安だとの声が出されています。

双葉地方広域水道企業団が木戸ダムを水源として供給する水道水について、安全、安心を確保するため県はどのように対応していくのかお聞かせください。

これまで沢水を飲料水として利用していた地域では、新たな安全な水源確保が不可欠です。現在、避難指示区域内のある市町村において、東電は希望する住民に1世帯1本の深井戸を掘る現物賠償を行っており、工事は一般社団法人福島県さく井協会加盟の事業者でつくる共

同企業体が実施しています。県内地元の事業者が安全で安定した生活用水が確保されるまで責任を負うことで、住民の安心感、信頼も増し、事業費は地元で循環し地域経済への波及効果も生まれます。その費用を東電が負担するのは当然であります。

そこで、避難指示解除後に帰還する住民が、安全・安心な飲料水を確保するための新たな井戸の掘削工事について、東電が全て賠償するよう求めるべきであると思いますが、県の考えを伺います。

県は、2040年までに本県で使う全エネルギー相当分以上を再生可能エネルギーにより生み出すという意欲的な目標を掲げ、短期的にはアクションプランに基づき具体的施策を進めていますが、現在の再生可能エネルギー導入状況をお聞かせください。

地球温暖化対策は文字通り待ったなしの緊急課題です。本県は、原発の増設と共に、供給電力を調整するために1990年以降6基もの火力発電所を増設し、CO<sub>2</sub>排出量が全国でも突出して増加し続けてきた県です。CO<sub>2</sub>の排出量は直接排出量でカウントするのが世界の常識ですが、本県で発電した電力は首都圏で消費されるため、県内CO<sub>2</sub>排出量から火発の分はカウントされず、異常な増加は隠されてきたのです。この反省に立って温暖化対策に取り組む必要があります。

イノベーション・コースト構想には、新たに4基の火力発電所の建設計画も位置づけられています。東京に本社がある石油資源開発が、相馬市に出力60万キロワット2基で120万キロワットのLNG使用の火力発電所を、また東京電力が、広野・勿来に各50万キロワット級の高効率石炭火力発電所を建設。合わせると220万キロワットの火力発電所が建設される計画です。ここで発電されたものは首都圏に送電されます。再生可能エネルギー先駆けの地を掲げつつ、一方では大型火力発電所増設で大量のCO<sub>2</sub>を排出するというのは明らかな政策的矛盾ではないでしょうか。

2014年のIPCC第五次評価報告は、温暖化対策として石炭火力発電からの転換を決定的な問題として指摘しています。燃料を高効率の石炭にするとはいえ、首都圏への遠隔送電によって約半分の電力が失われることを考慮すれば、決して高効率とは言えません。CO<sub>2</sub>排出量もこれまでの石炭と比較して僅か15%程度の削減効果しか望めず、総排出量が増加するのは明らかです。

これまで首都圏の電力供給地だった福島県が、原発事故の被災から復興するために、また首都圏の電力供給地となり、大量のCO<sub>2</sub>を出し続ける、これで本当に再生可能エネルギー先駆けの地と誇れるのか、県のエネルギー政策の根幹が問われており、計画の見直しを求めるべきと考えます。県の見解をお示してください。

NPO全国気候ネットワークは、高効率石炭火発計画に対して、CO<sub>2</sub>排出量は削減効果が僅かであり、LNGの2倍になると指摘し計画に反対の意見書を提出しています。県はこの意見書をどのように受け止めているかお聞かせください。

先駆けの地とは単に数値だけの問題ではなく、内容でも県民参加、地域主導の取り組みが重要です。そのためには、地元事業者を育成するなど先駆けにふさわしい取り組みが求められます。県は地域主導の再生可能エネルギー導入をどのように推進するのか伺います。

県は、浜通り復興のエンジンとして、イノベーション・コースト構想を位置付け、福島復興再生計画にも位置づけるとしています。この構想では、「一番ご苦労された地域が、一番幸

せになる権利がある」と述べていますが、私は、故郷を追われ、一番苦勞されている住民の皆さんが、暮らしと生業を取り戻せるようにするための浜通り地域再生計画こそ策定されなければならないと考えます。

浪江から避難する仮設の自治会長さんは、「イノベーション・コースト構想の図面を見せられたが、結局は箱モノづくりだと思った。自分たち避難者のための事業ではないと感じた」と述べ、大熊町から避難する会津の避難者も、「あの計画は東電のための計画だ。避難者のためと町は言われているに過ぎない。避難者の事は置き去りにされているとしか思えない」と同じ感想を述べていたことは象徴的でした。戻る住民は半分以下になると想定し、そこに新たな住民を呼び込むための様々な事業が計画されているのですから、避難者のためではないと受け止められても仕方ありません。

原発事故収束・廃炉のためのロボット開発が必要なのは当然ですが、開発計画先にありきではなく、地域住民とじっくり話し合い、避難している住民の要求に基づき必要な事業計画を作るという手順を踏むことが大事ではないでしょうか。

阪神大震災で復興事業に取り組んだ神戸で、行政主導で進められたまちづくりが結果として失敗した事例が報道されていました。遠回りするようでも、住民とじっくり時間をかけてまちづくりについて話し合っただけで事業を進めた地域が、結果としてみんなが住みやすい街として発展していることを教訓として導き出すべきです。

知事は知事選でも目玉の事業として公約しました。計画書をみただけでもロボット研究産業集積を中心に膨大な事業が盛り込まれていますが、未だにこの事業の全体像はまだ明らかではありません。そこで、新年度予算に組み込まれたイノベーション・コースト構想関連事業費の総額をお示してください。

国が中心になって進めるこの構想が、被災者の人権の回復、生活と生業の再建、被災地域社会の復旧、復興が最大の課題であるとの位置づけが明確でないことは、この間の国と東電による一方的な被災者切り捨ての具体化で明らかであり、結果として被災者置き去り、地球温暖化にも逆行、大企業、財界主導の呼び込み型、箱モノづくりの復興で、大企業の利益追求のための新産業育成となりかねないと危惧するものです。

まず被災者の生活と生業の再建に十分な予算措置を行うことです。併せて浜通りの復興は上からの押しつけであってはなりません。現在、国主導でイノベーション・コースト構想の具体化が進められていますが、私は、地元自治体と住民が主体となり、専門家のアドバイスを受けながら検討が進められるよう支援するのが県の役割だと思います。県の考えを伺います。

自治労が被災3県の自治体職員に行ったアンケート調査によると、福島県内自治体のストレスによる精神的異常を訴える職員の割合が他の2県と比較しても高く、通常の3倍近くになっている実態が明らかになりました。復興は道半ばどころか始まったばかりという現状を踏まえ、4年間の慢性的な職員不足を解消するための抜本的な職員増をあらゆる分野で進めるべきです。この点はわが党が繰り返し県に求めてきたことですが、更なる増員について県はどの様に考えているかお聞かせください。

次に、安倍政権の暴走政治の具体化を許さない取り組みについてお聞きします。



昨年4月からの消費税率8パーセントへの増税が既に県内事業者に塗炭の苦しみを与えています。事業者は、「8%になり売り上げは大きく落ち込んでいる。年末の書き入れどきでも回復しない。いつまで商売が続けられるかの瀬戸際にある」と述べています。円安による輸入原材料の値上がりと消費税増税のダブルパンチで、今年3月末の消費税の申告納税時に倒産に追い込まれる事業者が出ることは必至と言われているのです。

本県財政にとっても消費税増税による負担増は大きく、通年ベースの県試算では、地方消費税で県に入る額は約330億円、一方、県事業により支出される消費税分は480億円となり、支出の方がはるかに大きく県財政を圧迫しています。

総選挙後に行われた世論調査でも、過半数の国民が10%に増税すべきではないと答えており、安倍政権の方針が支持されたわけではありません。県は、復興を阻害し、県民生活を一層困難に陥れる消費税増税は中止を国に求めていくべきです。考えを伺います。

安倍首相が新年度の目玉に位置付ける地域創生は、アベノミクスを地方に波及させることだと説明していますが、国民は生活にゆとりがなくなった、景気は悪くなると答えており、アベノミクスによるトリクルダウン経済は既に破たんしています。昨年12月に発表されたOECD報告書は、「格差拡大政策では経済成長はできない。トリクルダウンという考え方は誤りだ」と分析し、トリクルダウン経済からの決別をと指摘しました。長年の自民党政治こそ地方を衰退させ、少子化を招いた元凶であり、消費税増税、社会保障切り捨て、格差拡大、TPP推進、中小企業と農業切り捨てのアベノミクスが地方の衰退を一層加速させることは明かであり、この道を転換してこそ真の地方再生につながるものと考えます。そこで以下具体的に伺います。

国は働き方の改革と称して残業代ゼロ制度や限定正社員の導入、行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型へと大胆に転換することを掲げ、新年度予算で、国が補助金を使ってリストラを応援していることは許されません。最低賃金引き上げのため中小企業を支援する環境整備費を盛り込んだものの、生産性の向上によって賃金を引き上げた場合の経費補助であり直接助成ではありません。

全労働者に占める非正規雇用の割合は年々増加し38%を超えました。勤労者の年間平均賃金は1997年の467万円をピークに、2013年には414万円まで低下、年間一人当たり平均53万円も減少しています。年収200万円以下の労働者が8年連続で1000万人を超え、貯蓄ゼロの世帯は31%に上ります。低賃金不安定雇用労働者を大量に生み出したことが、貧困を一層深刻化し、格差を拡大したことは明かです。ところが安倍政権は、派遣から正規雇用に切り替える歯止めをなくす労働者派遣法の改悪案をまた国会に提出、派遣労働を拡大固定化しようとしていることは許されません。

子どもの貧困対策法も施行されましたが、具体的な支援策はこれからという状況にあり、子どもだけではなく、社会全体の貧困化が進んでいる下で総合的な対策が求められています。

①国が進めてきた非正規雇用拡大政策を転換し、働くときは正規雇用が当たり前の雇用のルールを確立すること、②残業代ゼロ、長時間労働を強いる高度プロフェッショナル制度の導入に反対すること、③本県の最低賃金は時給689円、全国平均780円の88%と大きく下回っています。全国一律最低賃金を1,000円以上に引き上げること。以上の抜本対策を国に求めていくべきと思いますが、県の考えを伺います。

福島市に工場があるパナソニックが事業の再編で 320 人の労働者を配置転換させる計画が発表され、同企業に働く労働者のみならず、地域にも大きな雇用不安を生み出しています。県商工労働部長と福島市長がいち早く大阪府門真市にあるパナソニック本社に出向き、雇用の維持確保を求めたことは、時宜を得た重要な取り組みでした。

パナソニックは福島市の工場以外でも様々な事業再編を行っています。その際労働者に不当な配転、例えば夫婦が同一事業所で働いていた場合に、バラバラの遠隔配転案を示し、辞めざるを得ない状況に追い込む事例などの報告も寄せられており、大企業の横暴が剥き出しになっています。

現在、福島工場の労働者には辞めるか、配置転換に応じるか、一旦は退職する形で賃金半額の下請け派遣会社に移るかの選択肢が既に提示され、3月2日までに決断を迫っていると聞いています。これが大震災と原発事故で破壊された経済、雇用を守る必死の努力を続ける福島県民に対する仕打ちなのかと憤りを禁じ得ません。

2013年3月期決算で、2兆4,433億円もの内部留保金を保有する大企業の雇用を守る社会的責任が問われているのです。パナソニックからはその後県には何も報告がないようですが、県はパナソニック福島工場の事業再編計画に対して引き続き雇用継続を求めるべきと思いますが考えを伺います。

地域の基幹産業である農業を切り捨て、大企業の利益を優先してきた歴代自民党政治が、農業では暮らせない状況を生み出し、その矛盾を自治体合併で覆い隠し地域経済と地方の衰退を招いたことは明かです。この反省なしに、地域創生と言って更に地方自治を破壊し道州制の導入を図ることは、真の地域再生どころか地方破壊そのものです。この事は、この間吸収合併された旧町村が急速に衰退していることにも現れています。

分けても農業の落ち込みは大きく、20年前の本県農業算出額は3,140億円あったものが、震災前は2,330億円まで減少、大震災と原発事故により2013年は2,049億円と更に大きく落ち込みました。そこに去年の生産者米価の大暴落で、農業そのものを諦めざるを得ない農家が續出している深刻な状況が起きており、今まで耕作を引き受けてきた農業者が引き受けをやめる例が増え、このままでは耕作放棄地にならざるを得ない農地が更に拡大します。大規模化した農家ほど米価下落の影響が大きいといわれ、規模拡大の矛盾も明らかになっています。

農家の努力を無視し、農地を大資本に開放させるとともに、協同組合組織である農協を解体し、大企業大銀行が農業分野での新たなもうけをむさぼる仕組みづくりが進められようとしています。TPP交渉を3月中旬の閣僚会議での合意にこぎつけるために、抵抗勢力を弱体化させることが農協解体の目的の一つだと言われているのです。これに対して地域のJAは反発を強めています。

農業が持つ多面的機能を守り本県農業を再建するために、①日本農業に壊滅的打撃を与えるTPP交渉から撤退すること。②大規模農家を優先的に支援するだけでなく、家族経営の小規模農家も担い手として支援対象にしっかり位置付けること。③本県農業の柱である米の安定生産に向けて、国の責任による需給調整や所得補償制度創設を国に求めるべきですが県の考えをお示しく下さい。

地域経済の主役、県内中小企業の支援と育成について

県内事業者約6万件の99%は中小企業で占められ、中でも小規模事業者が圧倒的多数を占める現状にあり、その小規模事業者により地域経済が支えられていることも明らかです。ところが安倍政権は、大企業を潤すことが日本経済を発展させるとし、大企業には更なる減税をし、大多数が赤字の中小企業には外形標準課税の強化で増税を課そうとしており、地方創生どころか地域経済の衰退に拍車をかけることは明かです。

昨年6月に小規模企業の持続的発展のための支援策を講じることを求める小規模企業振興基本法制定されました地域に密着した小規模事業者の支援に本格的に取り組む必要がありますが、県は新たな法律の施行をふまえどのように取り組もうとするのかお示してください。

中小業者の再建支援として要望も多く期待の高いグループ補助金ですが、バラバラな避難を強いられている事業者がグループを組むこと自体が困難との声があり、グループを組めない事業者を救済するための新たな支援が必要ですが、県はどう支援しようとするのか伺います。

県民生活に直結するくらしと福祉の問題でも、国の社会保障切り捨てが県民生活重大な影響を及ぼそうとしており、地方自治体が、「住民の福祉の増進」という自治体本来の原点に立って、福祉と暮らしを守る防波堤の役割発揮し、福祉型県政に舵を切ることが求められます。

来年度から国保の医療費が全額共同事業に移行し、広域化が実質スタートするに当たって、国保の抜本改革を求めることが重要です。国保事業が抱える構造的問題を温存したまま進められてきたのが、国保広域化、都道府県単位化で、一般会計からの繰り入れをやめさせ、保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化を県に一体的に進めさせるところに広域化の狙いと本質があります。来年度から、国保税の賦課、徴収は市町村ですが、給付財政は都道府県単位の国保連合会が担うことになり、市町村は拠出金を納付し保険給付金の交付を受ける形になります。来年度からの保険財政共同安定化事業で、市町村の拠出金と交付金に差が生じ、拠出超過額が増えるのではないかと危惧する声がありますが、県はどう対応するのかお示してください。

今国会には、2018年度から都道府県を保険者とするための法案が出されます。国が示した内容を知事会は呑んだ形になりましたが、当初、全国知事会会長の山田京都府知事は、「私は、都道府県広域化推進派だが、それにしてもやり方がおかしい、怒りを禁じえない」と述べ、知事会社会保障常任委員として国と交渉している栃木県の福田知事も、「わずかばかりの国庫負担増や、総報酬制導入では構造的問題は解決しない。国保税を協会健保並みに引き下げるには、1兆円の国庫負担増が必要」と述べるなど、政府の欺瞞を突き、本当の制度改革の方向性を示す発言が出てきているのです。

本県も、国保の医療保険制度改革に当たっては、課題解決が先だとの認識を議会答弁してきましたが、国の対応についてどのように認識しているのかお答えください。

構造的な問題解決のために、日本共産党は以下のような改善提案をしています。第一に、国の責任で保険税負担を軽減し、誰もが払える国保税にする。そのために、一人1万円の国保税軽減を行う。とりわけ所得が無くてもかかる応益割を引き下げること。第二に、生活困窮者からの保険証取り上げを止めさせることです。国は、生活を窮迫させる恐れがある場合は、滞納処分を停止することを徹底すると国会で約束し、塩崎厚労大臣も「ぬくもりを持っ

た行政を徹底していく」と答弁せざるをえませんでした。第三に、小手先の対応ではなく、国民皆保険スタート当初の目標だった「相当額の国庫負担」の実現で根本的な改革を行うことです。以上3つのわが党の提案について、県の見解を伺います。

介護保険にかかわる本県の課題の一つが、介護専門職員の確保が困難であることです。職員不足のため、施設の機能が100%発揮させられない施設が特に浜通りに多くあります。ところが国は介護報酬を2.27%削減する方針です。一般労働者の平均賃金比較で10万円も低い介護労働者の処遇を更に悪化させ、職員不足が一層深刻化することは明らかです。

介護施設関係団体がこぞって反対を表明しているように、介護職員確保のためにも、介護報酬引き下げ方針は撤回するよう強く国に求めるべきです。県の考えをお聞かせください。

併せて、原発事故被災地であるがための本県特有の介護職員不足に対応するため、現行事業に加えて更に人材確保の独自策を強化すべきですが考えを伺います。

高額医療費限度額の見直しによる負担増に加えて、入院給食費患者負担が1食260円から460円に、1日780円から1,380円と600円も増額されます。

食事も重要な治療の一環として保険対象とされていたものが、保険外負担扱いとなり、既に介護施設の給食費が実費負担となり、今度は一般の入院患者の給食費負担を高い方に合わせる形で引き上げるというものです。国民全体の貧困化が進むもとの、入院時食事療養費負担増は、国民の医療を受ける権利を脅かすものであり、県民の命を守り、健康維持増進のためにも重大な問題であり、国に撤回を求めるべきです。国の見直しについての県の考えをお聞かせください。

本県の子どもたちが置かれた過酷な状況について、子どもに寄り添い一人ひとりの子どもたちに行き届いた発達保障の支援策が求められます。原発事故当時18歳以下だった全ての子どもを対象にした甲状腺検査は、長期にわたり継続する必要がありますが、18歳を超えると医療費の負担が出てくるという問題があります。18歳を超えても医療費を無料にすべきですが、県の考えを伺います。

避難生活、放射能の不安と通常ではない生活環境が大きなストレスとなって、子どもたちに影響を与えていると言われていています。4年間ずっと我慢してきたけれど、徐々に限界となり、引きこもり等の新たな問題も顕在化していると報告されています。子どもたち一人ひとりにきめ細かな支援ができるようにするためにも、公立小中学校における30人学級は有効であり全学年に拡大すべきと考えます。県教育委員会の考えを伺います。

最後に、戦争する国づくりを許さず憲法が生きる政治をめざすことについてです。

今年には戦後70年、被爆70年の節目の年を迎えます。年明け早々に野蛮で残虐なテロ集団ISによる日本人質殺害事件が発生し国際社会に大きな衝撃を与えました。この度の蛮行は断じて許されず、国連決議に基づき国際社会が結束して無法なテロ集団を追い詰めていくことが重要です。同時に、二度とこのようなことを繰り返させないためにも、日本政府の対応について冷静な検証が求められます。安倍政権がこの問題を自衛隊の海外派兵に乗り出す好機にしようとすることは絶対に認められるものではないことを指摘するものです。

安倍首相は自らの野望である戦後レジームからの脱却を掲げ、国民主権の否定、平和憲法特に9条の解釈を変え、集団的自衛権行使容認の閣議決定に基づき、戦争する国づくりのた

めの法制化が戦後以来の大改革と称して、今国会で本格的な法整備を行おうとする重大な局面を迎えています。

知事は、昨年12月議会のわが党議員の質問に、日本国憲法の平和主義は国民の精神的支柱となってきたとの認識を示しました。その立場で、安倍政権の自衛隊法改定など、集団的自衛権行使に向けた具体的な法整備の中止を求めるべきですが、知事の考えを伺います。

戦後70年が日本とアジア諸国との和解と友好に向う年になるよう努力しなければなりません。その基本は村山談話、河野談話の核心である日本政府が国策を誤り、侵略と植民地支配を行ったこと、従軍慰安婦を連行し重大な人権侵害を行ったという歴史の事実に基づく認識を継承しふさわしい行動を取ることです。歴史の事実を正確、誠実に子どもたちに伝えることは今に生きる私たち大人と政治の責任です。

政府の公式見解に基づく歴史認識を教育に正しく位置づけるべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺いまして質問を終わります。

## 答弁

内堀雅雄知事

宮本議員のご質問にお答えいたします。

安倍政権につきましては、国内外に多くの重要課題を抱えている中、イノベーション・コースト構想の政府方針への明記、常磐自動車道の前倒しでの開通、福島県の要望を反映した補正予算及び当初予算案の編成や福島特措法の改正に向けた取組など、復興・再生に積極的に取り組む姿勢を示していただいていると認識をしております。一方で、事故の完全収束を始め、避難者の生活再建や賠償、帰還に向けた取組、産業全体の再生など、様々な課題について継続的な対策を講じていくことが重要であり、私は、機会あるごとに復興が成し遂げられるまでが復興期間であると申し上げているところであります。今後とも県民の皆さんの切実な声、市町村や地域の思いを国に届け、福島県としての意見をしっかりと述べながら、復興を更に前へと進めてまいる考えであります。

次に、原発再稼働についてであります。本県では、東京電力福島第一原発事故から四年が経過しようとしている今もなお、約12万人の方々が県内外に避難を余儀なくされており、廃炉・汚染水対策の遅れや根強い風評など、深刻な影響が続いています。私は、福島県知事として、二度とこうした事故を起こしてはならないというメッセージを、しっかりと発信し続けていくことが使命であると考えており、これまで、日本記者クラブや日本外国特派員協会での会見など、あらゆる機会を通じ、国内外に向けて訴えてまいりました。引き続き、原発事故の早期収束と県内原発の全基廃炉を国及び東京電力に対して強く求める一方、再生可能エネルギーの飛躍的な推進を図り、本県復興の基本理念である「原子力に依存しない社会」の実現に向けて、全力で取り組んでまいる考えであります。

(二、原発事故に関わる問題について)

次に、集団的自衛権の行使に向けた法整備につきましては、我が国の防衛、安全保障政策に関わる極めて重要な問題であり、国会において、慎重かつ十分な議論がなされるべきであると考えております。

#### (四、憲法が生きる政治について)

##### 一、復興を進めるための拠点施設について

###### 企画調整部長

県が整備する研究開発拠点施設の整備費につきましては、平成 27 年度当初予算計上額は、ふくしま国際医療科学センターが約 143 億円、医療機器開発・安全性評価センターが約 25 億円、環境創造センターが約 70 億円であります。また、復興を進めるために県が整備する研究開発拠点施設の現時点において見込まれる整備費の総額は、先の三施設に会津大学先端 I C T ラボ、浜地域農業再生研究センター分を加え、約 600 億円であります。

##### 二、原発事故に関わる問題について

###### 副知事

税の徴収猶予などの制度につきましては、これまでも、県のホームページに掲載するとともに、納税通知書にチラシを同封するなど周知を図ってきたほか、今月には、原子力災害被災地域の 12 市町村における法人二税の未申告者に対して、個別に通知したところです。個人住民税等につきましても、該当市町村を通じ、住民等への周知に努めているところであります。

次に、職員の増員につきましては、正規職員や任期付職員の採用を始め、即戦力となる他県等応援職員の受入れ、さらには、専門性を有する国の独立行政法人や民間企業等の職員の受入れなど、多様な方策により、必要な人員を確保し、執行体制の強化を図っているところであります。今後とも、復興・再生事業の進捗状況や中長期的な行政需要等を踏まえながら、適正な人員配置に努めてまいります。

###### 企画調整部長

東京電力福島第二原発の廃炉につきましては、これまで国及び東京電力に対し、繰り返し求めてきており、今月一日に開催されました福島復興再生協議会の場においても、知事から直接、経済産業大臣に対し求めたところであります。今後とも、あらゆる機会を捉えて粘り強く求めてまいります。

次に、中間貯蔵施設等に係る交付金等につきましては、帰還支援や風評対策、研究施設等の運営費など、中間貯蔵施設や原発事故に伴う影響の緩和や地域振興などに必要なソフト・ハードにわたる広範な事業に活用できるものであり、地域の実情を踏まえた自主的かつ主体的な取組に有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、仮設住宅の入居期間につきましては、現在、平成 28 年 3 月までとしておりますが、引き続き、避難指示の解除はもとより、復興公営住宅の整備や避難者の住居確保の状況等を踏まえ検討を行い、国とも協議してまいります。

次に、福島特措法における被災者支援の充実につきましては、これまでも被災者の心のケアや健康支援活動等、生活の安定を図るために必要な措置等が講じられてきたところであります。また、昨年 11 月の知事の緊急要望を踏まえ、今月 17 日に閣議決定された改正案にお

いて、避難指示解除後の帰還者が公営住宅に入居できる措置や被災者に対する相談体制の整備等に関する規定が新たに盛り込まれたところであります。まずは、改正案の早期成立を国に求め、様々な支援制度を活用して、被災者の支援に努めてまいる考えであります。

次に、再生可能エネルギーの導入状況につきましては、アクションプランで示した今年度末の累計導入見込量である約 661 メガワットに対し、昨年 11 月末時点の累計で約 664 メガワットの発電設備が導入され、今年度末の導入見込量は既に達成されております。今後も、再生可能エネルギー先駆けの地の実現を目指し、全力で取り組んでまいります。

次に、火力発電所の県内増設計画につきましては、発電効率の高い世界最新鋭の石炭ガス化複合発電や、石炭火力に比べ二酸化炭素排出量の少ない天然ガス火力発電など、いずれも環境に配慮された発電方式による計画であり、原発事故により失われた浜通り地方の雇用の創出及び地域経済への波及効果が見込まれるものであります。

次に、再生可能エネルギーの導入推進につきましては、地域が主役となった事業化を推し進め、これを地域の活性化につなげていくことが重要であると考えております。このため、避難地域における売電益を財源としたふるさと再生事業を要件とする補助制度や、地元企業参入促進に向けた人材養成講座の実施や専門家の派遣、地元間伐材の木質バイオマス燃料としての活用支援など、地域や地元企業が参加しやすい環境を整備しながら、地域主導による再生可能エネルギーの更なる推進に積極的に取り組んでまいる考えであります。

次に、平成 27 年度当初のイノベーション・コースト構想の本県関連事業予算につきましては、ロボット産業の集積に向けた県内企業等への技術開発支援や避難地域における再生可能エネルギー導入、植物工場施設の整備支援など、約 50 億円を計上したところであります。

次に、イノベーション・コースト構想の具体化の検討につきましては、国が設置した構想推進会議において、関係十五市町村長のほか、双葉郡の NPO 法人や商工会の代表の参画を得て議論を進めており、また、県の設置した検討会議においても、市町村や大学等の意見を踏まえた具体化が図られるように取り組んでいるところであります。引き続き、国・県・市町村が一体となり、本構想が、住民の期待に応えられる浜通り再生の力強いエンジンとして具体化されるよう取り組んでまいります。

## 生活環境部長

事故収束に向けた国の体制につきましては、廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議や原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国際廃炉研究開発機構などが設置され、また、廃炉・汚染水対策現地事務所や原子力規制事務所の増員が行われてきたところであります。今月 22 日及び昨日、汚染された水が海へ流出したとの報告を受け、汚染源の特定や除去、雨水対策等を確実に実施することなどを厳しく申し入れたところであり、本日、関係部長会議を開催し、近日中に、廃炉安全監視協議会の立入調査を行い、必要な対策を強く求めていくこととしたところであります。今後、現場のリスク管理や汚染水対策の確実な実施に加え、熔融燃料の取り出しなどの前例のない困難な作業が控えており、国は前面に立って、世界の英知を結集し、総力を挙げて安全かつ着実に進め、確実に結果を出すよう、現場を含めた更なる体制の強化を引き続き、国に求めてまいる考えであります。

次に、国の保管場工事の着手につきましては、県内各地からの早期搬出の要望に対応する

ため、大熊・双葉両町の建設受入れ容認を受け、国の責任において、工事に着手したものと認識しております。県といたしましては、引き続き、地権者に対して分かりやすく、丁寧な説明を行うよう、国に求めてまいる考えであります。

次に、高効率石炭火力発電所につきましては、環境影響評価手続において事業者が提出した計画段階環境配慮書に対して、二酸化炭素を削減するための措置として、二酸化炭素回収等も含め、最良の削減対策の導入を検討するよう求めております。

## 保健福祉部長

避難者のカルテにつきましては、今般、新たな相談支援体制強化策の一つとして、生活支援相談員の訪問記録をケース台帳として電子化することにより、支援者間で情報共有を図ることとしたところであります。これにより、避難世帯それぞれの課題をしっかりと把握し、生活の再建等につながるよう取り組んでまいります。

次に、生活支援相談員の増員に伴う体制につきましては、長引く避難生活により、課題が複雑化、多様化していることから、新たに専任職員や主任生活支援員を配置するなど組織的な支援体制を整備し、課題の解決につながるようしっかりと取り組んでまいります。

次に、木戸ダムを水源とする水道水につきましては、県と企業団が放射性物質検査を週三回実施してきており、全て検出限界値未満となっております。さらに、企業団では、検査体制強化のため、昨年12月から、検査を毎日に増やしたほか、新年度からは、24時間モニタリング可能な検出装束を稼働させる予定であります。引き続き、企業団と連携して、水質監視やホームページによる情報提供に努め、住民の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

## 原子力損害対策担当理事

原発事故による商工業等に係る営業損害の賠償金につきましては、東京電力に確認したところ、昨年12月末までに、県内の約3万8千の事業者に対し、総額で約8,400億円が支払われております。

次に、営業損害の賠償の素案と指針との関係につきましては、指針において、営業損害の賠償の終期に関する具体的な目安を一律に示すことは困難なため、個別具体的な事情に応じて判断することが適当とされており、その判断に当たっては、従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を賠償の終期とすることが合理的とする考えとともに、一般的には賠償対象期間に一定の限度があるとの考えが示されているところであります。県といたしましては、事業者の個別具体的な事情を十分に踏まえた賠償がなされるべきと考えております。

次に、原子力損害対策協議会につきましては、これまで、被害者の生活や事業の再建につながる賠償が十分になされるよう、関係団体や市町村と共に、国及び東京電力に対する要望・要求活動等を行ってまいりました。引き続き、国及び東京電力の対応等を注視しながら、適時適切に協議会の活動を行い、被害者の立場に立った賠償がなされるよう取り組んでまいる考えであります。

次に、営業損害の賠償の素案につきましては、今月4日の原子力損害対策協議会による要望・要求活動において、国、東京電力に対し、原子力災害の特殊性や被害の実情をしつかりと確認しながら、事業者等の意向を十分に踏まえた上で、素案を見直し、被害の実態に見合



った賠償を最後まで確実に行うよう求めてまいりました。引き続き、関係団体等と力を合わせ、事業の再建につながる賠償がなされるよう取り組んでまいりたいと考えています。

次に、就労不能損害につきましては、来月以降においても、生命・身体的損害の発生や避難指示解除後相当期間内に帰還したことによる就労環境の変化に伴い減収が生じた方、さらには、個別のやむを得ない事情により就労が困難な方についても、賠償がなされる場所があります。県といたしましては、今後とも東京電力に対し、被害者の立場に立ち、個別の事情を丁寧に聴き取った上で、賠償を柔軟に行うよう求めてまいります。

次に、県民による紛争解決センターへの申立てにつきましては、被害者それぞれの事情による損害賠償請求に関する紛争を円滑、迅速、公正に解決するためには、紛争解決センターによる和解の仲介が重要であることから、これまで、原子力損害対策協議会の活動を通し、東京電力に対し、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮して誠実に対応するとともに、和解仲介案を積極的に受け入れるよう、繰り返し求めてきた場所があります。

次に、紛争解決センターの和解仲介案の拒否につきましては、東京電力は、国の認定を受けた総合特別事業計画において「和解仲介案の尊重」を掲げ、手続の迅速化に取り組むとしていることから、引き続き、原発事故の原因者としての自覚を持って、和解仲介案を積極的に受け入れるよう求めてまいります。

次に、避難指示解除後の賠償が継続される相当期間につきましては、避難指示が解除された区域等の現状を十分に把握した上で、それぞれの地域の特別な状況や被害者の個別具体的な事情に応じて柔軟な対応がなされるよう、国に求めてきた場所があります。引き続き、被害者の生活や事業の再建のために必要な期間が確保されるよう取り組んでまいります。

次に、原子力損害賠償に必要な資金につきましては、原子力損害の賠償に関する法律に基づき原子力事業者が賠償責任が集中されていることから、東京電力があらゆる手段を通して確保するとともに、同法に基づき、国からの援助もなされる場所があります。県といたしましては、引き続き、国及び東京電力の責任においてしっかりと賠償がなされるべきものと考えております。

次に、大熊・双葉両町への県の交付金につきましては、中間貯蔵施設に関して両町において懸念される既存の事業や新たな交付金では対応できない、地権者支援等の課題に迅速に対応できるよう、交付するものであります。両町において、それぞれ今月の臨時議会で、当該交付金を受け入れるための基金に関する条例が制定され、具体的な事業内容について、検討が進められております。

次に、除染における下請代金につきましては、市町村と連携した元請事業者への指導等により、適切な支払を含む元請・下請関係の適正化に取り組んでおりますが、今般、一層の適切な施工体制や管理体制を構築するため除染作業共通仕様書等を改正するとともに、説明会を開催して周知を図った場所があります。また、作業員の賃金につきましては、労働者と雇用主との雇用契約によるものであり、基本的には、労働基準法等の関係法令により、保護されているものと考えておりますが、引き続き、適正な労働条件の確保等について、市町村や関係業界団体等を通じ、周知徹底に努めてまいります。

次に、営業損害への賠償金の非課税措置につきましては、今月4日に実施した原子力損害

対策協議会による要望活動を始め、これまで、被災地域全体における税制の在り方を踏まえながら、被害者救済の視点を十分に反映させるよう国に求めてきたところであり、今後とも、働き掛けてまいりたいと考えております。

次に、安全な飲料水を確保するための井戸の掘削費用につきましては、避難指示解除後に安心して帰還できる環境を整備するため、町村の実情に応じて、住民に対し、東京電力による賠償や自治体による補助制度が創設されており、補助を行う自治体に対しては、その費用を東京電力が賠償しているところであり、引き続き、東京電力に対し、被害の実態に見合った賠償を行うよう求めてまいります。

### 三、安倍政権の暴走を許さない取組について

#### 副知事

更なる消費税増税につきましては、我が国の最重要課題である震災及び原子力災害からの復興・再生への歩みが滞ることのないよう、国において、被災地の復興に与える影響等に十分配慮の上、判断されるものと考えております。

#### 保健福祉部長

保険財政共同安定化事業につきましては、新年度から全医療費へ対象が拡大され、市町村の拠出金が増えることから、実際の医療費を超える拠出を懸念し、多くの市町村から、超過した全額について、調整交付金による支援を求められております。県といたしましては、これら市町村の意向も踏まえ、本年度末までに改定する県の広域化等支援方針の中で検討することとしております。

次に、国保の医療保険制度改革につきましては、平成 29 年度以降、毎年約 3,400 億円の公費が投入されることは、十分とは言えないながらも、国保財政を安定化させる上で、一定の前進があったものと考えております。また、平成 30 年度から県が財政運営の責任主体となることから、共同で事業を運営する市町村とこれまで以上の十分な協議、連携が必要となると認識しております。

次に、国保制度に対する御提案につきましては、国保税は、制度を維持する上で、被保険者が所得に応じて負担すべきものであると考えております。一方、所得の低い方に対しては、応益割の負担が重くなることから、本年度、軽減措置の拡充が行われたところであり、また、様々な事情で生活が困窮した方には、その状況を十分勘案した上で、負担能力に応じた丁寧な対応が重要であると考えております。

次に、介護報酬につきましては、これまで、報酬を一律に減額しないよう国に対し求めてきたところであり、今回の改定では、報酬本体は引き下げられるものの、介護職員処遇改善加算の大幅な拡充や、入所者の要介護度に応じた加算などが充実されることから、県といたしましては、事業者に対して制度を周知し、適切な活用を促すことにより、介護職員の確保につながるよう努めてまいります。

次に、介護人材の確保策につきましては、特に人材不足が深刻な浜通り地方等の介護施設に県外から人材を呼び込むため、今年度から、首都圏などで就職フェアや現地見学バスツアーを企画、開催するとともに、就職準備金等の貸与を行っているところであり、新年度

は、活動範囲を首都圏以外にも広げ、更なる人材確保にしっかりと取り組んでまいります。次に、入院時食事療養費の見直しにつきましては、入院患者と在宅療養患者との負担の公平性を図る観点で行われるものであり、所得の低い方については、据置きとされているところでもあります。

次に、甲状腺検査に係る医療費につきましては、これまで、強く要望してきたところ、今年、国の新年度予算案に、必要な経費が計上されたところであり、新年度、早期に支援を実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

## 商工労働部長

正規雇用を原則とする雇用ルールの確立につきましては、国は、若者等の正社員雇用の拡大や非正規雇用労働者の正社員転換等の促進に取り組むこととしており、県といたしましては、労働者の雇用の安定と処遇改善に向けたこれらの取組を注視してまいりたいと考えております。

次に、特定高度専門業務・成果型労働制、いわゆる高度プロフェッショナル制度につきましては、現在、国の労働政策審議会において同制度の導入に向けた検討が進められておりますが、導入による労働者の意欲や能力の発揮に期待する一方、長時間労働による健康への懸念も指摘されているところであり、県といたしましては、今後の審議の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、最低賃金につきましては、国が法律に基づき労働者の生計費や賃金、さらには企業の生産活動などの経済指標等を考慮して決定することとされており、県といたしましてはこれを尊重すべきものと考えております。

次に、パナソニック福島工場の事業再編につきましては、本年1月9日の計画公表を受け、13日に福島市長と共に本社を訪問し、事業の継続と雇用の維持について要請したところであり、今後も、地域の経済と雇用を守るため、福島市と連携しながら、新たな事業展開など事業の継続と安定した雇用の確保を強く働き掛けてまいりたいと考えております。

次に、小規模企業の支援につきましては、これまで、産業振興センターや商工会等を通じた経営支援や県制度資金による金融支援等を中心として、小規模企業の経営基盤の強化に取り組んでまいりました。さらに今年度、中小企業の様々な経営課題にきめ細かく対応する支援拠点を郡山市に新設し、支援体制の拡充を図ったところであり、新年度は、小規模企業に特化した制度資金を新設するなど、小規模企業への支援の強化に取り組んでまいります。

次に、グループを組めない事業者への支援につきましては、これまで、説明会や個別相談によるグループ組成の支援や避難解除等区域へ帰還する事業者を対象としたグループ要件緩和等により、グループ補助金の活用を図ってきたところであり、今後とも、国、市町村及び商工団体等と連携して、個々の事業者の実情にきめ細かく対応しながら、事業の再開、継続を支援してまいりたいと考えております。

## 農林水産部長

T P Pにつきましては、国民に対する十分な情報提供と明確な説明、農林水産業の再生強化に向けた対策、被災地域の復興に最優先で取り組むことを、国に対し、強く要望してまい

りました。今後とも、全国知事会等と連携しながら、衆参両院農林水産委員会における決議を踏まえ、万全な対応を行うよう国に対し、求めてまいる考えであります。

次に、家族経営の小規模農家につきましては、食料生産はもとより、国土保全や水源かん養など農業・農村が有する多面的機能の発揮を図る上での地域の担い手であるとともに、地域コミュニティの維持に重要な役割を果たしております。このため、日本型直接支払制度を活用し、農地などを保全する共同活動等に要する経費を助成するほか、地域特性をいかした園芸産地の育成や六次化商品開発などを支援してまいります。

次に、米の需給調整につきましては、国は、平成 27 年産米の生産数量目標を引き下げるとともに、主食用米の長期的な販売等を支援する「米穀周年供給・需要拡大支援事業」を創設し、主食用米の需給状況を改善することとしており、これらの効果を注視してまいります。また、所得補償制度につきましては、加入要件が緩和された「ナラシ対策」の効果や、農業経営の安定を目的とした収入保険制度の検討状況を注視しながら、実効ある対策となるよう国に求めてまいる考えであります。

## 教育長

三十人学級を全学年に拡大することにつきましては、本県では全国に先駆けて三十人学級及び三十人程度学級を導入しているところであり、これをしっかりと実施することにより、少人数教育の特色をいかしたよりきめ細かな指導に取り組んでまいります。

## 四、憲法が生きる政治について

### 教育長

歴史認識につきましては、学習指導要領及びその解説を踏まえ、客観的かつ公正な資料に基づき、事実を正確に理解できるよう指導しているところであります。

## 再質問

### 宮本しづえ県議

再質問いたします。最初に知事にうかがいます。わたくしは質問のなかで、いま安倍政権がやっている様々な事態というのはまさに「福島切り捨て」とも言うべき事態ではないのかと知事の認識をうかがいましたけれども、「切り捨て」ということに直接かかわるような認識の表明はありませんでした。いま問題になっているこの事態というのは、結局福島原発（事故）をもう終わったことにする。被害も賠償ももう終わりなんですということにしなければ原発の再稼働はしにくいという政権の事情があると思うんですよ。安倍首相は、口では、例えば事故の収束でも、政府が先頭に立ってやるんだと言っているけれど、実際にやっていることは実際は東電まかせですね。そして東電は下請けまかせという状況が変わっていない。こういう状況が続けば続くほど、今日報道されたようなこういう（汚染水漏れの）事態も結局一年近くも公表されなかった。県民はだまされてきたという怒りをあらわしていますが当然のことだと思います。十分に福島に対して手立てを取らないままにことを進めるといふこと自体が、私は「福島切り捨て」だと言われても仕方ない。そう言う状況だと思うんです。

そしてそういう事態を原子力規制庁も、東電任せにして十分な監視もしてこなかったということが、一年間も汚染水が外洋に流出をしていたのにチェックも出来なかったということにつながるんじゃないですか。そういう人たちがやる原発の再稼働や輸出ということ、いま福島県民は本当に認められるのか。そのことについて県のトップとしての知事の認識が問われているのだと思います。私は事故の収束も完全賠償もきちんと国に責任を取らせるということが知事としての一番の責任だと思います。そういう点で私はいま国がやっていることは違うんじゃないのかという点で知事の認識をうかがったわけですので、あらためてその認識をうかがいたいと思います。

再稼働についても、県内原発の10基廃炉は求めるという立場ですけれど、知事は県外の再稼働についてどうするのかということについては言及をしていません。今回の答弁でもそのことについてはおっしゃっていないわけですね。私は、避難者のうちの1%を超える人たちが災害関連死で命を落としているというこの重い現実ですね。原発が事故を起こせば、避難に伴ってこれだけの命を奪うものなんだ。それが原発の事故なんだという被害の実態に照らしても、もう再稼働なんてありえないんだということをこの福島から発信する。全国の再稼働もありえないということを発信する。それが、災害関連死で亡くなった人たちの命も犠牲にしないという県としての姿勢なのではないかと考えます。そういう点に関連しても再稼働は許さないという明確な姿勢を示すべきだと考えますので、知事のあらためての認識をうかがいたいと思います。

それから、商工業等の損害賠償の打ち切りについてですけれども、国と東電は地元の意見をよく聞いて見直すと言っているわけですが、そうであるならばなおのこと、ただちに（県原子力損害対策協議会の）全体会を開いて意見を集約すべきではありませんか。実は、共産党の国会議員に経産省が「2月の打ち切りは一応断念しました」と報告をしてきたようですが、県の方にはそのような報告はきているのかどうかお聞かせを頂きたいと思います。

## 再答弁

### 知事

宮本議員の再質問にお答えをいたします。安倍総理は就任時の会見で「国が前面に立って、国の責任において福島の再生に取り組む」と発言されております。今後とも総理のこの思いにもとづき、福島の復興をすすめて頂きたいと考えております。

次に、原発の再稼働につきましては、原発事故の現状と教訓を踏まえ、何より住民の安全・安心の確保を最優先として、国の責任において検討されるべきものであります。県といたしましては、ひきつづき県内原発の全基廃炉を国および東京電力に対して求めていくとともに、原子力に依存しない社会の実現に向けた取り組みを、この福島の地から発信をしまいたします。

### 原子力損害対策担当理事

原子力損害対策協議会につきましては、商工関係団体等への訪問活動により、営業損害の賠償の素案にかかる意見等をお聞きして、賠償の課題等を共有してきたところであります。



ですよ。避難解除されちゃったらほとんど支援がなくなっちゃう。仮設住宅に入っていてもいいよ。借り上げ住宅の家賃だけは出しましょう。これだけの話ですよ。こんなことで被災者がもう置き去りにされているという現実がある。このことに対して、県はどういう支援をするのか。そのときに法的な裏付けがないんだから、特措法でやるべきじゃありませんかということをお求めているわけですし、特措法の改正についてもっときちんと求めていくべきだったのではないかと。これからだって知事の提案権も使えるわけだから、この点についてあらためて企画調整部長の答弁をうかがいたいと思います。

## 再々答弁

### 知事

福島県内には現在、県内原発の全基廃炉、事故の完全収束をはじめ、避難地域の再生、健康、賠償など、本当に多くの課題があるところでございます。国においては、安倍総理を先頭に国が前面に立って、国の責任において福島の再生に取り組む。これを実行していただくよう県としてもしっかりと対応してまいります。

### 企画調整部長

被災者の支援につきましては、今回の福島特措法改正案や、それから高速道路無料化措置の一年間延長の実現のほか、県の新年度予算におきましても避難者みまもり活動支援事業や復興支援員の拡充などを行っているところでございます。まずは国会に提出されたばかりでございます（福島特措法）改正案の早期成立をまず国に求めたうえで必要な支援に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以 上